新潟県文化芸術団体・イベント等マッチング事業
募集要項

１　受付期間

随時

２　受付方法

メールで提出してください。

（メール）ngt150030@pref.niigata.lg.jp

３　問い合わせ先

新潟県観光文化スポーツ部文化課芸術文化振興室

TEL：025-280-5139

FAX：025-280-5764

（受付時間）平日８時30分から17時15分まで

４　申請に必要な書類、協力芸術家名簿等の入手方法

新潟県ホームページからダウンロードできます。

https://www.pref.niigata.lg.jp/site/bunka/geijyutukahaken.html

※「協力芸術家名簿」は、随時更新するので、適宜ご確認ください。

１　趣旨

文化芸術団体等に新たな活動場所を確保することにより、文化芸術活動の維持及び継続を図るとともに、新潟の文化芸術を産業界が支え、文化芸術が産業界の発展につながるスキームを構築するため、文化芸術団体等と、事業者等が連携・協働して行う活動に対して県がマッチングを行います。

２　対象事業者等

対象事業者等（※）は、次の(1)から(7)のいずれにも該当しない者とします。

(1)暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2)暴力団員（法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3)役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員である者、又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者

(4)自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者

(5)暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(6)暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

(7)暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

※事業者等：法人（地方公共団体を除く）、個人事業主、法人化されていない任意団体であって規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる者

３　対象となる事業

事業者等が文化芸術団体等（※）を活用して行うイベント、その他文化芸術団体等と事業者等が連携・協働して行う活動。

※文化芸術団体等：新潟県内に居住、又は県内を主な拠点に音楽、演劇、舞踊、美術、伝統芸能等の文化芸術活動を行っている団体又は個人であって、県の「協力芸術家名簿」に登録されている者

※対象事業の例示：出前コンサート、美術展、体験教室、広報タイアップ、商店街お祭り、イベント等への出演

※事業は、一般の観客等の鑑賞に相応しい演出等の質を確保するものとしてください。

４　対象とならない事業

(1)第三者の著作権、肖像権、商標権、所有権その他の権利を侵害するもの
(2)寄附や勧誘を主な目的とするもの
(3)政治活動又は宗教活動に関係するもの
(4)公の秩序又は善良の風俗を害し、又は害するおそれがあるもの

５　対象期間

随時

６　事業の流れ

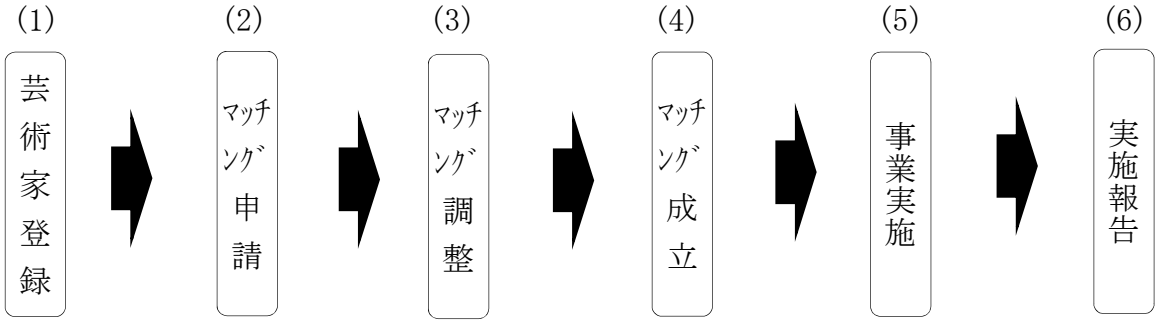

(1)芸術家登録

マッチングを希望する文化芸術団体等は、県文化課に芸術家登録票を提出します。県文化課は、内容を審査の上、「協力芸術家名簿」に登録します。

(2)マッチング申請

事業者等は、「協力芸術家名簿」からマッチングを希望する芸術家を選定し、マッチング申請書を県文化課に提出します。

(3)マッチング調整

県文化課が、事業者等と登録芸術家のマッチングを行います。

(4)マッチング成立

芸術家が事業者等の依頼内容を承諾する場合、マッチング成立です。

(5)事業実施

芸術家と事業者等が事業を実施します。事業者等は登録芸術家に出演料等を支払います。

(6)実施報告

事業実施後、事業者等は県文化課に実績報告を提出します。

７　申請手続き

(1)提出書類

新潟県文化団体・イベント等マッチング申請書

(2)提出方法

メール（宛先）ngt150030@pref.niigata.lg.jp

(3) **受付期間**

随時

８　その他

(1) やむをえない事情により事業を中止する場合などは、速やかに県文化課まで連絡してください。

(2) 実施イベント等において、リーフレット等に当事業名の明記やSNSなどを利用した当事業の積極的なPR活動にご協力いただくようお願いします。